

2020年度税制改正・重点項目について

立憲民主党税制調査会

急激な人口減少と高齢化、価値観やライフスタイルの多様化など、誰もが経験したことのない変化を迎えるにあたり、税のあり方もまた、その変化に応じたものでなければならぬ。立憲民主党は、来るべき時代を見据え、「公平」「納得」「透明」「簡素」の原則を踏まえつつ、税制の有する「財源調達機能」「所得再分配機能」「経済安定化機能」の回復・最大化を図るため、2020年度税制改正において、下記の諸点が講じられるべきと考える。

1. 格差是正のための公平な税制の実現に向けて

安倍政権の経済政策（アベノミクス）により、所得格差、資産格差はますます拡大し、これが固定化されつつある。格差の拡大・固定化は、社会を不安定にし、経済の持続的成長を阻害しかねない。これら所得や資産の偏在を是正するとともに、公平な税制の実現に向けて、2020年度税制改正においては、下記の点が講じられるべきである。

(1) 再分配機能の強化

所得税については、諸控除の見直しを進めつつ、所得の多寡による不公平を是正するため、最高税率の引き上げなど富裕層を対象とした累進性を高め、再分配機能の一層の強化を図るべきである。あわせて、高所得者ほど恩恵が生じやすい所得控除から、手当て又は税額控除への置き換えについて検討を進めるべきである。

(2) 消費税における軽減税率制度の抜本見直し

消費税引き上げに伴い導入された軽減税率制度は、消費税の有する逆進性の対策や痛税感の緩和には全く意味をなさないばかりか、同時に実施されたキャッシュレス・ポイント還元制度とあわせ、消費者および事業者に大きな混乱を引き起こしている。軽減税率制度については廃止を含めて抜本的に見直し、逆進性対策としては、給付付き税額控除の実現により対応すべきである。

(3) 金融所得への公正な課税の仕組みの導入

わが国では、総合課税を原則としながらも、金融所得の多くは分離課税の対象となり、税率は20%に留まっている。アベノミクスによる実体経済の成長を十分に伴わない株高等も相まって、金融資産の多い富裕層ほど所得税の実質負担が少ないという逆進性が生じている。格差を是正するためにも、税率の引き上げや総合課税化など、金

融所得への公正な課税の仕組みの導入を検討すべきである。

(4) 労働分配率向上のための税制の検討

現行の賃上げ促進税制は、前年の継続雇用者給与等支給額の増加額に応じてその一部を控除することにより優遇する仕組みとなっている。二重課税とならないよう留意しつつ、内部留保金の増加割合や労働分配率の低下などを指標とした課税のあり方など、さらに労働分配率を高めるための税制について検討すべきである。

2. 誰もが個性と能力を発揮し、多様性を力にする社会の実現に向けて

人口減少と高齢化の時代を迎えた日本にとって、多様な個人の可能性の発揮こそが未来につながる力の源泉となりうる。さまざまな立場にある人々が、その個性と能力を十分に発揮し、多様性を力にする社会への転換を図るため、税制においては、下記の措置を講じるべきである。

(1) 「ひとり親控除」の創設、各種控除の見直し

現行の「寡婦」「特別寡婦」「寡夫」の各控除制度は、現在、社会的に許容されている多様な家族観、価値観、生き方にそぐわない税制になっている。それら制度を整理したうえで、性別、所得、扶養、婚姻歴などで差別しない「ひとり親控除」を創設すべきである。また、配偶者控除・扶養控除をはじめとする各種控除の見直し等、ジェンダー平等を推進する観点から税制のあり方を検討すべきである。

(2) 寄附税制の拡充

寄附を通じた社会参画を促進するため、認定NPO法人、公益社団・財団法人、研究開発法人、学校法人、社会福祉法人、公益性の高い医療法人に対する寄附税制について、対象範囲の拡大や、個人の寄附金控除上限額及び企業の損金算入限度額の引き上げ等の拡充策を講じるべきである。あわせて、不動産や有価証券による寄附のための新たな控除の創設など、資産寄附の促進に向けた検討を行うべきである。

(3) 子どもたちの多様な学びの場の確保

全国の小中学校では、不登校となっている子どもが増加し、フリースクールなど多様な学びの場の確保・充実が必要不可欠となっている。このような子どもたちの「教育を受ける権利」を守り、学校以外の居場所づくりを後押しするため、フリースクールを始めとするオルタナティブ教育機関の授業料について、学校法人と同じく消費税は非課税とすべきである。

(4) 子育て支援および就労環境の改善

仕事と家庭の両立を支援する観点から、認可保育所への入所の希望がかなわず、や

むを得ず公費の支援のない認可外保育施設やベビーシッター等を利用する場合、その費用の一部を税制上の控除対象とする措置を講じるべきである。

3. 事業者の「稼ぐ力」を高め、成長力を強化するために

公正な競争環境において事業者の「稼ぐ力」を高め、日本経済の成長力を強化する必要がある。とりわけ地域に密着した中小企業等の事業所得を高め、設備投資を誘発するために、税制においては、下記の点が講じられるべきである。

(1) インボイス制度の導入中止

2023年10月から導入が予定されているインボイス制度については、過重な事務負担を事業者に強いることになるばかりか、免税事業者が取引過程から排除されるリスクもあることから、導入を中止すべきである。

(2) 価格転嫁対策、消費税申告期限の延長等

消費税増税に伴い、立場の弱い中小企業・小売事業者・農業者等が適切に価格転嫁をできるよう、価格転嫁対策を徹底するとともに、2020年度末が期限とされている総額表示義務の特例措置について延長を検討すべきである。

また現在、事業年度が終了してから2か月以内となっている消費税の申告期限について、消費税増税や軽減税率導入に伴う事務負担の増大等もかんがみ、法人税申告期限の特例措置にあわせて、1か月間の延長を可能とする措置を講じるべきである。

(3) 中小企業の生産性向上、地域消費の喚起

パソコンやソフトウェア、レジや受発注システムの更新など、中小企業の実業性向上および納税事務負担軽減の観点から、現行の少額減価償却資産の損金算入特例について期間の延長を図るべきである。また、地域の消費を喚起するために、中小企業の実業費課税の損金算入措置を延長すべきである。

(4) スタートアップ企業に対する直接投資の拡大

地方における開業率の向上や、スタートアップ企業の発展による地域雇用の拡大を図るため、スタートアップ企業への直接投資に対してエンジェル税制の適用拡大等のインセンティブ措置を講じるべきである。

(5) 持続可能な農業生産に向けた環境整備

持続可能な農業生産に向け、地域の担い手の育成や農業経営の体質強化が重要であることから、農業経営基盤強化準備金制度の適用期限の延長や適用対象の拡充等を行うべきである。

4. 健康で文化的な生活の維持、持続可能な環境・社会の実現に向けて

誰もが健康で文化的な生活を維持し、生涯にわたり健やかでいきいきと活躍できるようにするためには、持続可能な環境・社会の実現が不可欠である。そのために、税制においては、下記の点が講じられるべきである。

(1) 質の高い医療の実現に向けた環境整備

社会保険診療は、国民に必要な医療を提供するという極めて高い公共性を有するものであることを踏まえ、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置については、これを存続すべきである。また、控除対象外消費税問題の解消に向け、診療報酬への補填を維持したうえで、ゼロ税率を含めた新たな税制上の措置を早期に講じるべきである。

(2) 家計の中長期的な資産形成、老後の安心の確保

高齢・長寿社会を迎えるにあたり、家計の中長期的かつ安定的な資産形成を促すために、つみたてNISAを始めとする各種NISAについては、富裕層優遇とならないようにするなど制度本来の趣旨に配慮をしつつ、制度の統合および恒久化、非課税期間の延長等を行うべきである。また、生命保険料控除制度については、生命・介護・個人年金の各保険料控除の最高限度額の引き上げなどの措置を講じるべきである。

なお、確定拠出年金制度については、限度額規制の緩和や積立金に対する特別法人税の撤廃など普及・拡充のための措置を行うべきである。

(3) 税制のグリーン化、生態系の保全を進める新たな税制

エネルギー課税や車体課税など、環境への負荷に着目した各種税目については、その簡素化や、地方での生活の足として欠かせない自動車保有を含む地域交通への配慮を行いつつ、脱炭素社会を始めとする持続可能な社会の実現に資するための適切な税負担となるよう、税制のグリーン化に向けたさらなる検討を進めるべきである。また、森林環境税導入に伴う各地域での対応を慎重に検討しつつ、生物多様性、自然生態系の保全・再生に関する費用を、国民全体が広く薄く負担するための税制を検討すべきである。

(4) くらしの「足」となる円滑な地域交通の確保

人口の減少や都市部への人口流出に伴い、地方では、公共交通機関の維持が困難となる状況が生じている。誰もが自由で安全な移動を享受できる社会を実現するために、2020年度末が期限となっている鉄道・船舶事業に対する軽油引取税の課税免除の特例措置について、これを延長するとともに、対象にバス事業を加えるべきである。

また地方航空ネットワークの維持のため、航空機燃料税の特例措置について、2020年度以降も継続すべきである。

(5) 災害の頻発化・激甚化に対する税制

近年では、地震・台風・洪水・雪害などの自然災害が頻発しており、これらによる保険金支払いのために積み立てられた異常危険準備金の残高が枯渇しかねない状況が生じていることから、洗替保証率の引き上げ等、同準備金制度の拡充を図るべきである。

また、災害の巨大化・激甚化により、被災した場合の生活基盤に与える影響は甚大なものとなっていることから、災害による損失を雑損控除から独立して特化した「災害損失控除」を創設するとともに、控除繰越期間の長期化や、前年分への遡及適用による税額還付を認めるべきである。

(6) 既存の住宅、公共建築物の性能向上のための税制

わが国の住宅ストックは戸数的には充足しているものの、耐震化・バリアフリー化・省エネ化・長寿命化など質の向上の面では課題を抱えている。既存住宅活用型市場への転換を図るためにも、これら住宅リフォームに係る税制優遇措置の特例措置については、さらに延長・拡充を図るべきである。

また、不特定多数が利用する病院・ホテル・駅等の公共建築物の耐震化・バリアフリー化に係る税制優遇措置の特例については、これを延長すべきである。

5. 地方の実情にあったきめ細やかな行政サービスの実現のために

地方自治体が自主性・自立性を発揮しつつ、地域や住民が必要とする行政サービスを着実に実施していくためには、安定かつ継続的な自主財源の確保が不可欠であることから、国税と地方税の税源配分を見直すべきである。また、地方交付税の法定率の引き上げなどを通じ、臨時財政対策債に頼ることなく、地方の一般財源総額および地方交付税総額を確保すべきである。

また、森林環境譲与税については、譲与基準に人口（30%）が入っているために、林業費支出のない都市部に手厚く配分されている一方で、林業需要の高い中山間部の市町村には配分が少ない等の課題を抱えている。したがって、森林環境譲与税の創設目的に沿った制度設計をすべきである。

なお、東日本大震災の被災自治体等に交付している震災復興特別交付税について、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含め、十分な措置を今後も継続していくべきである。

以 上

【別表】各部会から税制調査会に提出された重点項目

2020年度税制改正にあたり各部会から提出された重点項目は下記の通りである。これらはいずれも重要な要望であるが、これらのうちとりわけ早急に対処しなければならない最重点事項について絞り込んだうえで、税制調査会「2020年度税制改正・重点項目について」を取りまとめた。

部会	項目	内容
内閣部会	認定NPO法人、公益法人等に対する“草の根の”資産寄付の促進に向けた抜本改正	<ul style="list-style-type: none"> ● 【みなし譲渡所得課税の軽減等】 認定NPO法人、公益社団・財団法人等への、市民による“草の根”資産寄付を促進するため、①不動産や有価証券の寄付で『みなし譲渡所得課税』の自動的な適用除外、②資産に係る贈与・遺贈を行った場合の3,000万円を上限とした特別控除、③『不動産等寄付特別控除（仮称）』のような譲渡所得における寄付促進税制の創設、④みなし譲渡課税における「承認特例」を認定NPO法人にも適用 ● 【公益信託制度の改善】 制度の特徴を活かした制度設計・優遇税制付与、公益社団・財団法人並みの税制整備の措置 ● 相続税非課税措置の適用要件が後発的事由により充当できなくなった場合は、課税対象は受贈者たる公益法人等とすること ● 公益目的事業実施のための土地、建物等に対する固定資産税の非課税措置
内閣部会	認定NPO法人、公益法人等に対する一層の寄付税制の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人の寄付金控除上限額を2倍に。適用下限額を撤廃。年末調整での適用を認める。「繰り越し控除」の導入 ● 法人の寄付金特別損金算入について、①米国並みの所得金額10%まで拡充、②「繰り越し控除」の導入 ● 寄付金控除における税額控除率40%を所得税率と同等の45%に引き上げること ● 食料品以外の物品寄贈・寄付について、全額損金算入を認めること ● 大規模災害発生時に、救援・支援活動を行う認定NPO法人、公益法人等に対する指定寄付金制度を迅速に発動できるよう制度化すること

		<ul style="list-style-type: none"> ● 個人住民税寄付金税控除について、所轄庁からの要望も多い「個別指定の手続き簡素化（条例での個別指定ではなく公示等での認定に準じた仕組みへ）」の推進 ● 条例指定制度（認定資格未取得のNPO法人に対し、地方自治体が独自に「税制優遇」を行うことができる）の制定の促進
内閣部会	認定NPO法人、公益法人等の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> ● 【収益事業】 NPO法人の税法上の収益事業の定義を厳密にした上で明確化をする。寄付された不用品のチャリティバザーなど、実質的に寄付とみなせるものは、回数・日数によらず収益事業としない ● 【特定収入】 ①NPO法人等での受取寄付金は「特定収入」の対象外とする、②調整計算対象基準値を特定収入割合「5%超→20%超」へ、③寄付金や会費等は、特定収入がある場合の仕入れ控除税額の調整計算対象から除外 ● 【子ども】 学校法人と同様に、フリースクール等の授業料も消費税は非課税とする ● 小規模NPO法人に対する、NPO法人税免税点制度や簡易申告制度を創設 ● 公益法人が公益目的事業として拠出する褒賞金について、非課税所得として指定を受けるための申請様式や必要事項を定めるなど、公益法人からの申請を受けられる環境を整えること ● 税務・労務・所轄庁手続等のオンライン化・一括化・迅速化を進めること
消費者部会	協同組合等の法人税率の軽減等	協同組合の法人税率の軽減をはじめとした、協同組合の特性と歴史的経緯に沿った税制上の配慮を継続するよう要望する。
消費者部会	受取配当の益金不算入制度の整備	2017年度税制改正により「協同組合等の連合会等への普通出資」に対する配当の益金不算入割合が一律50%とされたことで、出資比率の高い生協では増税になった。協同組合の健全な発展、税の不公平性や二重課税排除の観点からも、さらなる制度の整備について要望する。
消費者部会	消費税「総額表示方式」の法的義務づけの廃止	消費税の「総額表示方式」の法的義務付けを廃止し、事業者自らが適切な方法を取れるように見直すよう要望する。

総務部会	地方分権改革の実現と地方の安定的財政運営に必要な地方税財源の充実・拡充	十分な地方一般財源総額の確保、地方財政計画に見合う地方交付税総額の確保及びそれに合わせた法定税率の改正を求める。また、財政支出に合わせて国と地方の税源配分を見直すこと、特別法人事業税制度を見直して消費税と法人事業税の税源交換（地方消費税の拡充）を行うことを合わせて求める。加えて、収入金額課税制度及びゴルフ場利用税の堅持、車体課税に係る税収の確保、個人住民税の充実化等により、地方税収を確保することを求める。
総務部会	森林環境譲与税の創設目的に応じた制度設計	現状、森林環境譲与税は、算出に人口基準（30%）が入っているために、林業費支出のない都市部に手厚く配分されている一方で、林業需要の高い中山間部の市町村には配分が少ない等の問題を抱えている。したがって、森林環境譲与税の創設目的に沿った制度設計を求める。
総務部会	5G 投資促進税制の創設	5G 環境の早期整備により日本の国際的な競争力を高めるため、5G の設備投資に対して、法人税・所得税の税額控除、特別償却および固定資産税の課税標準の特例等、税負担の減免措置の創設を求める。
財務金融部会	消費税について	消費税の10%への増税は過ちであり、本来は従来税率（8%）に戻すべきであるが、以下の諸点については、早急な措置を求める。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 軽減税率制度については、消費税の有する逆進性の対策や痛税感の緩和には全く意味をなさないばかりか、消費者および事業者に大きな混乱を引き起こしており、廃止を含めて抜本的に見直すべき。 ・ インボイス制度については、過重な事務負担を中小企業等に強いることになるばかりか免税事業者が取引過程から排除されるリスクもあり、導入を見合わせるべき。 ・ 法人の消費税申告については、法人税と同様、申告期限の延長を求めること。
財務金融部会	火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実	近年では、地震・台風・洪水・雪害などの自然災害が頻発しており、これらによる保険金支払いのために積み立てられた異常危険準備金の残高が枯渇しかねない状況が生じていることから、洗替保証率の引き上げ等、同準備金制度の拡充を図るべきである。
財務金融部会	少子高齢化の急速な進展や	少子高齢化の急速な進展やライフスタイルの多様化など社会環境が変化するなか、国民の自助・自立のための環

	ライフスタイルの多様化などに対応する税制（生命保険料控除、確定拠出年金）	境を整備する観点から、生命保険料控除制度については生命・介護・個人年金の各保険料控除の最高限度額の引き上げなどの措置を講じ、また、確定拠出年金制度については、限度額規制の緩和や積立金に対する特別法人税の撤廃など普及・拡充のための措置を行うべき。
文部科学部会	① 教育研究の更なる多様化・発展のための措置の拡充	①個人寄附に係る税額控除の対象を修学支援のみならず教育研究活動全般の支援に拡大 ②評価性資産寄附に係るみなし譲渡所得税の非課税承認を受ける要件の緩和
文部科学部会	② 学校法人に対する寄附促進のための措置の拡充	①大学納税制度（仮称）の創設 ②直系尊属からの寄附に係る税額控除限度額の撤廃 ③新入生を対象とする寄附金控除の対象範囲の拡大 ④寄附金税額控除の対象法人となるための認定要件の撤廃 ⑤寄附金控除の年末調整の対象化など手続きの改善 ⑥寄附金所得控除限度額の拡大及び繰越控除制度の創設 ⑦寄附金控除適用下限額の撤廃
文部科学部会	③ 民間芸術活動の促進のための措置の拡充	①バリアフリーに対応する劇場・音楽堂等の固定資産税等の特例措置の延長 ②法人寄附の損金算入限度額の基準見直し
厚生労働部会	医療分野	<ul style="list-style-type: none"> ● 控除対象外消費税問題の抜本的解決のための措置を講ずる。 ● 社会保険診療報酬の所得計算の特例（四段階税制）の存続 ● 医業や介護事業の承継を支援するための税制として、医療法人の出資に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の創設。持分のある医療法人の出資者に相続が発生した場合でも、持ち分のない医療法人への移行計画が認定されるならば、移行計画の期間満了まで相続税の納税を猶予し、その間に持ち分を放棄すると猶予税額を免除する制度の期限の延長。

		<ul style="list-style-type: none"> ● 社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特例措置を存続する。 ● 医療法人の社会保険診療報酬以外の所得に係る事業税について、特別法人としての普通法人より軽減された事業税率による課税措置を存続する。 ● 医療機関の設備投資支援のための税制として、生産性向上特別措置法による固定資産税軽減措置について医療法人等の非営利法人を適用対象追加。医療保険業を行う事業者が取得する医療機器について、中小企業経営強化税制の対象化。要介護者及び障害者のための介護・在宅訪問診療用機器の購入及び診療所のユニバーサル化の改装費用について、特別償却又は特別税額控除制度の創設。
厚生労働部会	介護	介護事業者の事業承継のため、株式等の承継、納税の猶予や免除が受けられ、個人事業者が適用拡大されるようにする。
厚生労働部会	その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 年金課税について、年金生活者の生活保障を大前提に、社会化された扶養であるという年金の社会的性格および応能負担原則を踏まえた一貫性ある税制とする。 ● 軽減税率導入案を撤回し、給付付き税額控除を導入する。 ● たばこ対策として、たばこ税の税率を引き上げる。 ● ベビーシッター等の子育て支援のサービス利用に要する費用を税制上の控除対象とする措置を講ずる。 ● 研究開発税制の拡充として、オープンイノベーション(OI)型の手続要件の緩和。研究開発への投資実行年度とその結果が利益化される年度にずれがあるという基本構造に鑑みて、総額型の限度評価額繰越制度の再制度化。控除限度額 25%からの引上げ。
農林水産部会	農林漁業用 A 重油・軽油に対する石油石炭税（地球温暖化対策税分を含む）の免税・還付措置	農林漁業用 A 重油・軽油は農林水産業にとって必要不可欠な生産資材であるが、近年、燃油価格は上昇を続けており、経営を圧迫している。したがって、現行の免税・還付措置の適用期限延長あるいは恒久化を求める。

	の適用期限延長	
農林水産部会	農業経営基盤強化準備金制度の拡充・適用期限延長	持続可能な農業生産に向けては、地域の担い手の育成や農業経営の体質強化が重要であり、そのためには本制度を一層活用して農業用固定資産等への投資を推進することが不可欠である。したがって、生産現場の効率化及び農地の集積・集約に取り組む生産現場を後押しするため、本制度の適用期限の延長や適用対象の拡充等を行うことを求める。
農林水産部会	消費税増税への対応策の実施	消費税増税に伴い、価格転嫁が困難な農産物について価格転嫁対策を徹底すること、個人消費の減退につながる総額表示義務を廃止して税抜き価格表示を恒久化すること、軽減税率導入による事務負担増加に配慮した制度運用を行うこと等を求める。
経済産業部会	中小零細企業の活性化及び大企業との格差是正	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務負担軽減及び販路開拓に資する「少額減価償却資産」及び「交際費」の損金算入特例を延長する。 ● 事業引継及び新事業展開に資する「第三者事業承継」及び「出資による企業連携」の優遇措置を創設する。 ● 中小企業の国内投資を阻害する「償却資産に対する固定資産税」は、国際的に見て稀であり、廃止する。 ● 資本金/連結法人/租特等の税制全般によって、中小零細企業の税負担率が企業より高く歪んでいる可能性を踏まえ、実際の税負担率を調査・公表する。
経済産業部会	公平かつ利用者目線に立ったエネルギー・自動車社会	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外製品とのイコールフットィングや国内事業者の経営安定化に資する、非製品ガス、農林漁業用A重油、自家発電用石炭等に係る「石油石炭税」の免除/還付措置を延長する。 ● ユーザーの負担軽減に資する「車体課税」及び「燃料税」の軽減措置に加え、エネルギー多消費産業における老朽化設備の更新や安全衛生対策等の投資優遇措置を創設する。 ● 石油諸税の一般財源化により矛盾が生じている「ガソリン税に係る消費税の上乗せ課税」を廃止する。
経済産業部会	消費増税による混乱回避と地域経済の需要喚起	<ul style="list-style-type: none"> ● 中心市街地活性化に資する、「商業地等に係る負担調整措置」を延長する。 ● eコマース事業者とのイコールフットィングや小売事業者の経営安定化のため、「消費税の総額表示義務」、

		<p>「領収書等に係る印紙税」、雇用者数/支払給与額等に注目した「法人事業税の外形標準課税」を廃止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事務負担増加/生産性低下/免税事業者の取引排除が危惧される「インボイス制度」に加え、イートイン脱税等が危惧される「軽減税率制度」は、廃止や定義見直しを含め抜本的に検討する。
国土交通部会	軽油引取税の免税措置	人口の減少や都市部への人口流出に伴い、地方では、公共交通機関の維持が困難となる状況が生じている。誰もが自由で安全な移動を享受できる社会を実現するために、2020年度末が期限となっている鉄道・船舶事業に対する軽油引取税の課税免除の特例措置についてこれを延長するとともに、対象にバス事業を加えるべきである。
国土交通部会	航空機燃料税の軽減	地方航空ネットワークの維持に取り組む航空事業者の負担軽減を図るため、航空機燃料税の特例措置について、2020年度以降も継続すべきである。
国土交通部会	固定資産税、都市計画税の減額・特例措置	わが国の住宅ストックは戸数的には充足しているものの、耐震化・バリアフリー化・省エネ化・長寿命化など質の向上の面では課題を抱えている。既存住宅活用型市場への転換を図るためにも、これら住宅リフォームに係る税制優遇措置の特例措置については、さらに延長・拡充を図るべきである。 また、不特定多数が利用する病院・ホテル・駅等の公共建築物の耐震化・バリアフリー化に係る税制優遇措置の特例については、これを延長すべきである。
環境・原子力部会	生物多様性・自然生態系の保全・再生に要する費用を負担する新税制の創設	森里山川を保全・再生し繋げる取組を国民運動として進め、地方創生を実現するため、生態系サービスを提供する生物多様性・自然生態系の保全・再生に要する費用を、国民が広く薄く負担する新しい税制の創設を要望
環境・原子力部会	税制のグリーン化	エネルギー課税や車体課税、炭素税などについて、環境負荷に応じた税負担となるような税制のより一層のグリーン化を要望
環境・原子力部会	ナショナル・トラスト活動により取得する土地に関する	国民の財産である自然環境や生物多様性の保全のため、恒久的な土地の保全を目的とするナショナル・トラスト活動の公益性に鑑み、活動団体により取得した土地に対する固定資産税及び不動産取得税を予め非課税とする制

	る固定資産税、不動産取得税、譲渡所得税の非課税措置の創設	度の創設、並びに活動団体に譲渡した際の譲渡所得税を予め非課税とする制度の創設を要望
震災復興部会	復興関連税制の見直し	震災と原発事故により甚大な被害を受けた福島県の浜通り地域等の産業復興のため、福島イノベーション・コースト構想に係る取組を行う事業者を支援する税制措置を講じること。 風評対策に取り組む事業者を支援する税制措置を講ずること。 2020年度末で終了する復興特区税制について、著しい被害を受けた沿岸等の地域において適用期限を延長すると共に、地方税に係る減収分については、現行の震災復興特別交付税による支援措置を継続すること。
震災復興部会	震災復興特別交付税措置の継続	2020年度以降においても、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、直轄・補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、地方税等の減収分や震災対応のための職員採用等に係る人件費等について、引き続き、震災復興特別交付税により措置すること。
震災復興部会	避難解除区域の固定資産税特例措置の継続	被災者の帰還と生活再建を促進するため、固定資産税の住宅用地の特例措置等について、復興・創生期間終了後も継続すること。
ジェンダ一平等推進本部	配偶者控除の廃止	配偶者控除や年金制度の第3号被保険者などを撤廃し、18歳以上は男女・配偶者の有無に関わらず、個人単位で所得を把握し、個人で納税し、個人に給付するシステムを確立する。
ジェンダ一平等推進本部	ひとり親控除の創設	現行の「寡婦・寡夫控除」を廃し、公平・中立・簡潔な「ひとり親控除」に改める。未婚のひとり親に適用する。
ジェンダ一平等推進本部	所得税法56条廃止	事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例（所得税法56条）を廃止する。